

## ■四ツ谷のげんばから■

# 「300万円の**預金**が、 突然**空っぽ**になったんです…」



「それは大変！詳しく事情を聞かせてもらえますか？」

- ・ ご本人は、**認知症**の症状がある一人暮らしの高齢女性。
- ・ 自宅は持ち家。月額約10万円の年金収入があり、毎月の支出は6万円ほど。
- ・ ところが、ご本人は、お金がなくて困っていると、担当の**ケアマネジャー**さんに相談。
- ・ ご本人の通帳を確認したところ、300万円以上あったはずの**預金**は**空っぽ**に。
- ・ ケアマネジャーさんが調査した結果、息子が**預金を使い込んでいた**ことが発覚。
- ・ 対応に困ったケアマネジャーさんから「**ホットライン**」でお問合せをいただいた。

ケアマネジャーさんによれば、最近になって、息子が、ご本人宅に出入りするようになり、ご本人宅から通帳や印鑑などを持ち出しているとのこと。「このままだと、ご本人は、息子に住む家まで奪われてしまうのでは…」と、心配そうな様子。

このような場合、ご本人の判断能力の程度によっては、**後見人**に**財産管理**を任せるという方法も。そして、ご本人の福祉を図るために必要があるときは、**市区町村長**が**後見申立て**をして、**弁護士**や**司法書士**といった専門職を後見人にも可能であることをご紹介。そこで、まずは、ご本人の**判断能力**について**医師の診断**を仰ぐとともに、市区町村の**高齢者担当課**に相談するようアドバイス。今後は、継続的に、高齢者担当課、**地域包括支援センター**の担当者、**弁護士**を交えて**話し合い(ケース会議)**の機会を設けた方がよいかもしれません。

※ このお話は実例を参考にしたフィクションです。



## ■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのごこと<sup>2</sup>がございましたら、ぜひご利用ください（個人名等をお話いただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください。）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合わせ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人(被支援者様)のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。